

第3章

誇りのもてる 教育・文化のまちづくり



第3章 誇りのもてる教育・文化のまちづくり

第1節 学校教育の充実

現状と課題

本町は、学校規模の適正化を進めた結果、小学校が2校、中学校が2校、幼稚園が1園となっています。人口減少や少子高齢化の進行により、児童生徒数も減少している中で、少人数の特性を生かした、個に応じた学習の充実を図っています。

そこでは、地域の自然や人材の積極的な活用を図り、特色ある教育や郷土を愛する心を育てる教育を推進しています。

また、地域の人々との交流体験を通して、豊かな人間性や社会性を育成するとともに、学校評議員会を定期的に開催し、学校評議員による教育活動を点検・評価する場を設け、地域の声を活かした教育活動が一層行われるように努めています。

このような中で、児童生徒の減少は引き続き減少していくことが予想されることから、小中学校がそれぞれの学校の実態に即して個別の目標や指導計画により、一緒に取り組める内容については協力して取り組む小中連携教育を進めていくとともに、コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫校の開校を進めていくことが必要です。

さらに、教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ、児童生徒に生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開していくことが重要であるとともに、将来、自分の生まれ育った南大隅のために、地域の活性化や再生を目指して働く若者の育成や郷土を愛する気持ちを醸成するなど、次代を担う人材を育むことが課題となっています。

政策の基本方針

子どもたち一人ひとりに未来社会を切り拓くための「資質・能力」を育成するために、知識及び技能を習得させるとともに、思考力・判断力・表現力等の育成を図り、学びに向かう力、人間性を涵養するなど、子どもたちに「生きる力」を育むことで、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことができるよう、教育環境や教育体制の充実を図ります。

施策の体系

第1項 確かな学力の定着を図る教育の推進

(1) 基礎的な知識・技能を身に付けさせるための指導の工夫

児童・生徒の基礎的な知識・技能を身に付けさせるために、全ての児童生徒が各学年で身に付けるべき基礎的・基本的な知識・技能等を明らかにするとともに、指導内容の重点化を図った指導、学年や発達の段階に応じた指導など、指導内容や指導方法の工夫を進めます。

特に、個々の実態に応じた適切な指導が展開されるよう、今後とも継続して管理職研修会や学校訪問時に指導を行っていきます。

また、「大隅学力向上リーフレット」を基に、本町の実態等を踏まえて、授業改善に向けた取組を推進します。

(3) 指導力向上のための教職員研修の充実

児童・生徒の個を生かした分かる授業を通じた基礎的・基本的学習の定着と思考力・判断力・表現力等の育成を推進するために、教職員の研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。

(5) 特別支援学級の推進

特別な配慮が必要な児童・生徒一人ひとりのため、各幼稚園、学校の実情に応じて特別支援教育支援員の配置を図るとともに、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成をさらに進め、よりきめ細かな指導の充実を図ります。

(2) 知識・技能を活用して、自ら考え、判断し、表現させるための授業改善

各教科において、基礎的・基本的な知識・技能を活用する学習活動である記録、要約、説明、論述といった学習活動の充実を図ります。そして、よか問・かごしま学力向上支援Webシステムの活用を図ります。

また、教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動に発展させるなど、基礎的・基本的な知識・技能の習得・思考力・判断力・表現力等のバランスを考慮した指導計画の作成及び実践を進めます。

さらに、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、これからの社会づくりに貢献できる人間を育成するために、郷土の人的・物的資源を活用しながら、郷土教育の取組の推進を図ります。

(4) 幼保・小・中・高連携を通じた学力向上

発達や学びの連続性の観点から、円滑な接続について共通理解を図りつつ、幼保・小学校、小・中学校、中・高校における交流や合同研修など、年間を通じ計画的に実施するよう、教職員研修等を開催します。

第3章 誇りのもてる教育・文化のまちづくり

第2項 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

(1) 道徳教育の充実

「人間尊重の精神」、「生命に対する畏敬の念」などに加え、「伝統と文化の尊重」、「我が郷土と国を愛し、他国を尊重すること」、「公共の精神」についての取組を推進します。

また、児童生徒の実態を踏まえ、発達の段階に応じた教育活動全体での道徳教育の充実を図るとともに、教職員の道徳教育の指導力の向上に努めます。

さらに、家庭や地域との連携を深め、児童生徒の道徳性を高める取組が社会全体で進められるように努めます。

あわせて、人権同和教育に関する研究会や研修講座等へ教職員の積極的な参加を進め、人権同和教育に関する校内研修を充実し、正しい認識と理解の深化を図ります。

(3) 体力・運動能力の向上

生涯にわたって積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣を形成していくために、児童生徒の体力の重要性の理解促進、体力向上に関する意識の高揚等を図るとともに、楽しみながら運動に親しむ機会をつくります。

また、教職員の指導力を向上させるとともに、地域人材を活用するなど、学校体育の充実に取り組みます。

さらに、積極的に「チャレンジかごしま」に取り組みます。

(5) 学校給食の充実と食育の推進

学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で組織的に食育の推進に取り組むための体制づくりに努めます。

また、学校における食育をより効果的に推進するために、地産地消の取組や学校、家庭、地域の連携・協力による食育の推進を図ります。

さらに、食物アレルギーなど健康面に特別な配慮を要する児童生徒への対応について、食物アレルギー対策マニュアルの見直しを図るなど、学校における食物アレルギー対策を進めます。

(2) 心に届く生徒指導の充実

問題行動の早期発見、教職員と児童生徒の信頼関係の構築を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談の拡充を図ります。

また、生徒指導に関する各種連絡協議会等の充実を図るとともに、一人ひとりに目を向けた指導の充実に努め、個別支援計画の作成など、いじめ・不登校の防止を図ります。

さらに、学校、家庭、地域、関係機関等の連携を強化します。

(4) 学校保健の充実

児童生徒の健康課題に適切に対応するために、学校、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携を図ります。

また、危機発生時の対応マニュアルの徹底を図るなど、全ての教職員が学校保健活動に関心を持ち、学校内の関係組織が十分機能する学校保健の取組を推進するとともに、児童・生徒が、安全確保のために必要な知識と行動を修得し、安全で安心な社会づくりに参加できるような資質や能力を養成します。

第3章 誇りのもてる教育・文化のまちづくり

第3項 信頼される学校づくり

(1) 学校教育の充実

学校、家庭、地域の連携により子どもを「共育」していくことができるよう、学校の運営と改善への支援、保護者や町民等の意向を学校運営に反映させるための体制の充実を進め、コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫校の開校に向けた取組を進めます。そして、郷土について学ぶ学習活動を設定することで、これまで以上に郷土愛を育むことができるよう努めます。

また、学校教育目標の具現化に向けて、各学校評価を実施し、結果を公表します。

さらに、小中学校がそれぞれの学校の実態に即して個別の目標や指導計画により、一緒に取り組める内容については、協力して取り組む小中連携教育を進めます。

(3) 服務規律の厳正確保及び業務改善の推進

信頼される学校づくりのために、教職員一人ひとりが不祥事の根絶は等しく取り組むべき課題であることを強く認識するとともに、法令遵守はもとより、教育に携わる者としての誇りを持って自らの行動規範を確立するよう、指導の徹底を図ります。

また、業務の見直し、部活動の在り方など、教職員の働き方改革を進めることで、学校教育の質の維持向上を図ります。

(2) 教職員の資質向上

教職員研修の内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質・能力の向上に努めます。

また、信頼される学校づくりのための各種会議等の充実を図り、学校の活性化対策を話し合い、実践することで、教職員の所属感や自己有用感の高揚を図ります。

【食育】

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。そこでは、食生活を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも重要です。

こうした現状を踏まえ、平成17年に「食育基本法」が、平成18年に「食育推進基本計画」が制定され、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校教育においては給食の地場産物の活用、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しませるなどの取組が始まりました。そのような地域の食・食文化に触れる教育カリキュラムのことを指します。

第3章 誇りのもてる教育・文化のまちづくり

第2節 社会教育の充実

現状と課題

生涯学習の主なものとして、中央公民館を中心に山村交流施設、地区集会施設等を利用して公民館講座を実施するほか、図書館、地区集会施設、海洋センター、国立少年自然の家等を利用した青少年健全育成事業を開催しています。

このような中で、町民が生涯を通じて生きがいのある充実した人生を送るために、町民ニーズに対応した多様な学習の場や機会を提供し、学習の成果を生かして、豊かな地域社会の実現を図ることが課題となります。そのためには、活動の場を設定するとともに、身近な地域での講師の確保やリーダー発掘に努めることが必要となります。

また、社会が変化する中で生まれる教育課題や地域課題に対応した生涯学習を推進していくため、関係機関・民間団体・企業等が密接な連携を図り、課題解決に向けた取組を展開していくことが重要です。

特に、21世紀は、「人権の世紀」といわれているにもかかわらず、現在においても同和問題をはじめ、子どもや女性、高齢者への虐待などといった様々な人権問題が発生しています。人権教育を推進するためには、学校、家庭、地域、企業などを対象とし、多くの町民参加のもとで、より効果的に人権感覚を養う事業を展開する必要があります。

政策の基本方針

町民の誰もが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる環境づくりに取り組めます。

第3章 誇りのもてる教育・文化のまちづくり

施策の体系

第1項 生涯学習の推進

(1) 推進体制の確立と情報提供の充実

生涯学習推進本部と関係機関団体が連絡調整を行うことで、相互協力・機能分担を確立し、生涯学習の総合的かつ効率的な推進を図ります。また、広報誌やホームページ等の活用、関係機関等との連携により、各種講座や指導者・講師、各種イベントなど生涯学習に関する情報を広く町民に提供します。

(3) 学習基盤の整備

町民だれもが生涯にわたって学習する機会や場を提供するために、公民館や図書館等の社会教育施設の充実を図ります。

また、人々が生き生きと暮らし、地域に誇りを持ち、自分たちのふるさとのために何ができるかを考える気運を高め、地域づくりの有志の掘り起こし・育成を行います。

(2) 学習機会の充実

町民の多様化・高度化するニーズや現代的課題等に対応できるよう学習機会の充実を図ります。

また、講師の高齢化が進んでおり、後継者の育成を図ります。

第2項 地区公民館等の支援

(1) 地区公民館活動の支援

地域における生涯学習の拠点であり、地域づくりの拠点でもある地区公民館の活動を支援し、心豊かで潤いに満ちたふるさとづくりを進めます。

(3) 地域学校協働活動の支援

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進します。

そのため、多くの地域の方や企業等が学校支援ボランティアとして登録され、全ての小中学校で学校応援団の取組がなされるよう普及・啓発に努め、地域が学校を支援するための体制づくりを推進します。

また、学校と地域をつなぐコーディネーターの養成及びスキルアップを図る研修を実施するなど、学校支援ボランティアの活用しやすい体制をつくるためのコーディネーター養成と資質向上に努めます。

(2) 社会教育関係団体の活動支援

町内の社会教育関係団体などの活動が一層充実するよう、支援に努めます。

また、若い世代の参加を促進するために、町民すべてが参加しやすい団体への変化を促進します。

第3章 誇りのもてる教育・文化のまちづくり

第3節 青少年の健全育成

現状と課題

近年、少子化、核家族化の進行により生活様式や意識が変化し、地域社会の人間関係も希薄化しています。

そこでは、青少年の社会的自立の遅れや地域でのふれあいや体験が不足していることに起因する事件やいじめ問題が多発しており、インターネットや携帯電話の普及による情報化社会の進展により、性や暴力に関する情報が氾濫するなど、青少年を取り巻く環境は悪化しているといえます。

このような中で、地域や社会全体で青少年の成長を支え、見守り続ける視点が乳幼児期から必要になってきており、奉仕活動・体験活動の場の充実や地域ぐるみで子どもを見守る機運の醸成が課題となります。

また、家庭、地域、学校、警察等で連携し、青少年を取り巻く環境の共通認識を図るとともに、協働できる体制をつくる必要があります。

政策の基本方針

地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、学校・家庭・地域がそれぞれの役割や責任を分担しながら青少年の健全育成に取り組みます。

また、地域のボランティア団体等と一体となった取組を推進し自主活動や相互交流活動を支援します。

第3章 誇りのもてる教育・文化のまちづくり

施策の体系

第1項 青少年の健全育成の推進

(1) 地域ぐるみの健全育成体制の強化

子どもは「地域の宝」として、地域ぐるみで子どもの安全を守り、健やかな成長を積極的に見守る気運の醸成に努めます。

また、家庭、地域、学校、警察等で連携し、青少年を取り巻く環境の共通認識を図るなど、協働できる体制をつくります。

(2) 豊かな体験学習の推進

道徳性や社会性、協調性の育成や、ふるさとの良さを見直す機会として、青少年を対象としたボランティア美化活動の「南端まちづくり活動」、体験活動として「子ども会交流大会」等を開催します。

また、高齢者等との世代間交流を実施し、高齢者とふれあうことで青少年の高齢者への敬慕の念の育成、及び高齢者の生きがいづくり活動を推進します。

さらに、青少年の自主性や社会性を育み、主体的な活動を促進するため、各種青少年事業に関する情報を適切に発信し、青少年の社会参加を促進します。



第3章 誇りのもてる教育・文化のまちづくり

第4節 歴史・文化の振興

現状と課題

今日では経済的なモノの豊かさ以上に、こころの豊かさを人々は求めています。文化には楽しさや感動、精神的なやすらぎを感じさせ、人生を豊かにする働きがあり、町民は、様々な文化に触れ、自らがその創造に参加したいという欲求を持っています。

その中で、本町は、歴史的遺産である貴重な伝統文化や地域芸能の保存・振興を図るための芸能文化のイベントを数多く実施しています。町内には、史跡や遺跡など貴重な文化財が数多く残り、これらの歴史や文化財は誇りうるべきものです。

このような中で、町民自らがふるさとの歴史や文化のすばらしさを再発見・再認識し、地域文化を発展させるためにも、貴重な文化財を後世に伝えるとともに、そのための調査研究を行い、積極的に公開・活用していく必要があります。

また、文化財は、今後とも適切な調査や保存、活用等に努め、より多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていくことが重要です。

政策の基本方針

郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものであります。今後、これらの歴史・文化遺産を後世に伝えていく取組を充実し地域に根ざした文化の振興に努めます。

第3章 誇りのもてる教育・文化のまちづくり

施策の体系

第1項 地域文化活動の振興

(1) 文化活動の促進

豊かな芸術文化の発展を目指して、様々な文化振興事業を開催し、団体及び個人の成果を発表する場をつくるほか、芸術文化鑑賞の機会の提供を行うことで地域文化の高揚を図ります。

(3) 図書館の利用促進

町民の多種多様な学習情報のニーズに応え、町民の学習活動や幅広い年齢層の読書活動を推進するために、町内事業所を図書館として利用する移動図書館やブックスタート事業、九州で一番古い図書館を記念する図書館まつりなどを継続的に実施し、幅広い年齢層への読書活動の推進を図ります。

(2) 芸術文化協会組織の育成

生涯学習公民館講座から自主学習グループへと育成を図り、文化協会への加入を促進します。また、芸術文化活動の発表の場としての町民文化祭を開催し、町民の文化芸術活動のすそ野を広げます。

第2項 文化財の保存と活用

(1) 文化財の保存

古くから町内各地域に残されている、歴史的資源としての文化財や伝統行事を次世代へ確実に継承するため、それらの保護に取り組みます。

また、地域の伝統行事や祭りなど、郷土に伝わる伝統文化の継承のため、後継者の育成や伝承活動に対しての支援を実施します。

(2) 文化財の活用・継承

郷土の文化財や歴史資料、伝統行事や祭り等の調査・整理を行い、文化財・伝統文化の歴史的価値を広く世間に知らせ、その成果を公にするとともに、郷土に対する愛着心の醸成を図ります。



第3章 誇りのもてる教育・文化のまちづくり

第5節 スポーツの振興

現状と課題

スポーツ・レクリエーション活動は、町民の健康や体力づくり、趣味等のために役立つ手段だけではなく、豊かで活力に満ちた地域社会の形成に重要な役割を担っています。

また、スポーツ基本法の制定により、スポーツの推進が国家戦略として位置づけられ、今後益々スポーツ・レクリエーションの活性化が求められています。

本町は、屋内外運動場や体育施設において、町民運動会や各種スポーツ大会等が盛んに行われています。

そこでは、学校体育施設開放事業を行い、学校の施設を地域のスポーツ振興の場として活用しています。

このような中で、町民総スポーツを目標にして、町民が自主的・主体的にスポーツ活動を展開するための新たな仕組みを構築し、「いつでも・どこでも・だれでも」スポーツが楽しめる夢のあるまちを目指し、町民一人ひとりのライフステージに合ったスポーツができる環境を整備する必要があります。

政策の基本方針

町民の誰もがそれぞれの関心や体力に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努め、ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進を図ります。

また、コミュニティスポーツクラブの育成や各種競技団体との連携を図りながら、競技力向上に関する意識の高揚に努めます。

第3章 誇りのもてる教育・文化のまちづくり

施策の体系

第1項 生涯スポーツの振興

(1) スポーツ・レクリエーション活動の普及・啓発

豊かな人間性と地域の特性を活かし、風光明媚で素晴らしい自然を活かしたスポーツの推進と、町民総スポーツ参加を基本理念に、生涯にわたり町民がスポーツを楽しめる町づくりを推進し、ウォーキングやグラウンドゴルフを気軽に取り組むことができるスポーツとして推進します。

(3) コミュニティスポーツクラブの育成

コミュニティスポーツクラブが地域の日常的なスポーツの場として幼児から高齢者まで、多くの町民の運動の機会・場となるよう、参加を促進し、連携を図ります。

(2) 指導体制の確立と各種団体との連携

スポーツ推進委員の地域に根ざした活動の推進を目指し、地域におけるスポーツの指導及び推進を図るとともに、スポーツ少年団においては、指導者の資質の向上と指導による青少年の健全育成を促進します。

また、町民総スポーツ参加を推進するため、町体育協会などの各種団体や学校・家庭・地域との連携強化を図ります。

(4) 社会体育施設の整備と有効活用

町民が「いつでも、どこでも、だれでも」利用できるスポーツ・レクリエーション施設として、屋内外の運動場や根占自転車競技場を生涯スポーツの拠点となるよう利用推進を図ります。

第2項 スポーツによる交流の活性化

(1) スポーツ合宿の誘致

「横ビュー高原ふれあい館」や「佐多山村交流施設」をスポーツ合宿と地域の歴史・自然に親しむ活動の拠点として活用します。

また、「根占自転車競技場」については、改修され新しくなったことを周知し、鹿屋体育大学・県競技連盟及び日本競輪選手会鹿児島県支部等との連携を図り、合宿誘致を進めます。

(3) 海洋スポーツの普及・啓発

町民の生涯にわたる継続的な健康づくりや海洋スポーツの普及啓発を図り、「南大隅町佐多B&G海洋センター」を有効活用し、利用促進のためのカヌー体験等の実施について、周知を図ります。

(2) イベント等によるスポーツ交流の推進

「根占自転車競技場」や「南大隅町佐多B&G海洋センター」などを活用し、教育旅行の児童生徒や利用者とのスポーツ交流を推進します。

また、マラソン大会及びウォーキング大会等のイベントにおける参加者増の取組を進め、商工観光業と連携したスポーツ交流を推進します。

